内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要事項のご案内

当社は、小売電気事業者である北海道電力株式会社(以下「小売電気事業者」といいます。)が供給する高圧の電気に関する需給契約の取次ぎを行なっており、小売電気事業者との取次契約にもとづき取次業者としてお客さまと電気の需給契約を締結いたします。

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、電気需給約款(高圧・特別高圧)および料金表(高圧・特別高圧)を必ずお読みください。

1. 小売電気事業者の名称,所在地および登録番号ならびに取次業者の名称および所在地

(1) 小売電気事業者

(名 称) 北海道電力株式会社 (本店所在地) 札幌市中央区大通東1丁目2番地 (小売電気事業者登録番号) A0267

(2) 取次業者

(名 称)株式会社北風と太陽エナジー

(所在地) 稚内市中央3丁目10番18号

2. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款(高圧・特別高圧)(以下「需給約款」といいます。)、料金表(高圧・特別高圧)(以下「料金表」といいます。)および一般送配電事業者の北海道電力ネットワーク株式会社または配電事業者(以下「当該一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 契約先を他社から当社へ変更される場合には、下記のような不利 益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - イ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客さまがご契 約されている会社から、解約違約金等の請求を受ける可能性が あります。
 - 現在の電気のご契約においてポイントなどのサービスがある場合には、解約にともないポイントなどが失効する場合があります。
 - 八 現在の電気のご契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない継続利用期間が消滅する場合があります。
 - 二 現在の電気のご契約を解約することにより, 現在お客さまがご契約されている会社との契約中に使用された電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があります。

3. 契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間)の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号、当社の名称および所在地ならびに小売電気事業者の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお,電気事業法第2条の13に定める書面(以下「契約締結前交付書面」といいます。) および電気事業法第2条の14に定める書面(以下「契約締結後交付書面」といいます。) の交付に代えて,電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さ

- まの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。 また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。
- (4) 臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間(契約上電気を使用できる期間をいいます。)の満了の日までといたします。

4. 供給の開始

- (1) 当社は、需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに小売電気事業者が電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地事情、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて小売電気事業者が電気を供給いたします。

5. 供給電圧および周波数

供給電圧は,原則として標準電圧 6,000 ボルトとし,周波数は,標準周波数 50 ヘルツといたします。

6. 契約電力の決定方法

契約電力は、次によって定めます。

- (1) 業務用電力または高圧電力
 - イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - 契約電力が500キロワット以上の場合契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 臨時電力
 - イ 契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力は、需給約款に定める算定方法により算定された値とし、契約負荷設備によってえた値と契約受電設備によってえた値のうち、いずれかりさいものといたします。

契約電力が500キロワット以上の場合契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 自家発補給電力A

- イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量(定格出力といたします。)を下回らないものといたします。
- 口 イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社と の協議によって定めます。
- (イ) 予備発電設備が設置されている場合は、お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)からお客さまの予備発電設備の容量(定格出力といたします。)を差し引いた値
- (I) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する 装置が設置されている場合は、お客さまの発電設備の容量 (定格出力といたします。)から瞬時に負荷を自動的にしゃ断 する装置に接続された負荷設備の容量(同時に使用する負荷 設備の容量の合計といたします。)を差し引いた値

(4) 自家発補給電力B

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

- (5) 予備電力
 - イ 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。
 - □ お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の 契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、 予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備 の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと 当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供 給分の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロ ワットを下回らないものといたします。

7. 料金の単価および算定方法

(1) 月々の料金は、基本料金、電力量料金(燃料 費等調整額を含みます。)および再生可能エネルギ 一発電促進賦課金の合計といたします。

イ 基本料金

- (イ) 契約電力によって 1 月単位に決められた料金 です。ただし、まったく電気を使用しない場合の 基本料金は、半額といたします。
- (I) 自家発補給電力でまったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、自家発補給電力Aの場合は、電気の供給を受ける場合の基本料金の30パーセントとし、自家発補給電力Bの場合は、電気の供給を受ける場合の基本料金の20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。
- (川) 予備電力の場合の基本料金は、電気の使用 有無にかかわらず、契約電力によって 1 月単位 に決められた料金を申し受けます。
- (二) 力率割引または割増しをする場合, 力率割引または割増しをしたものといたします。

なお、予備電力の場合は力率割引または割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

□ 電力量料金

- (イ) 1 月の使用電力量に電力量料金単価(予備電力の場合は常時供給分の該当料金単価といたします。)を乗じて算定いたします。
- (D) 時間帯別料金の適用を受ける場合は、1月の時間帯別の使用電力量に、時間帯ごとの電力量料金単価を乗じて算定いたします。
- (川) 休日平日別料金(業務用ウイークエンド電力)の適用を受ける場合は、1月の休日平日別の使用電力量に、休日平日ごとの電力量料金単価を乗じて算定いたします。
- (二) 燃料費等調整制度*にもとづき,次式で算定される燃料費等調整単価に1月の使用電力量を乗じた金額を燃料費等調整額として差し

引き、または加えて算定いたします。 燃料費等調整単価=燃料費調整単価+市 場価格調整単価+離島ユニバーサルサービス調 整単価

※燃料費等調整制度

- ・火力発電に必要な原油, LNG および石炭の燃料 価格の変動に応じて調整を行なう「燃料費調整」, 卸電力市場価格の変動に応じて調整を行なう「市場価格調整」, 離島供給に係る火力燃料費の変動に応じて調整を行なう「離島ユニバーサルサービス調整」とをあわせて毎月の電気料金に反映させる制度です。為替レートや市場の動き, 需給状況などを要因とした燃料価格およびスポット市場価格の変動に応じて, 電気料金も変動します。
- ・燃料費調整は、原油、LNG、石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格をもとに平均燃料価格を算定し、調整の基準となる燃料価格を上回る場合はプラス調整(上限はありません。)を、下回る場合はマイナス調整を行ないます。
- ・市場価格調整は、3か月間のスポット市場価格を もとに平均市場価格を算定し、調整の基準となる 市場価格を上回る場合はプラス調整(上限はあり ません。)を、下回る場合はマイナス調整を行ない ます。
- ・離島ユニバーサルサービス調整は、原油の3か月間の貿易統計価格をもとに離島平均燃料価格を算定し、調整の基準となる離島燃料価格を上回る場合はプラス調整(上限があります。)を、下回る場合はマイナス調整を行ないます。
- ・燃料費等調整単価の推移や燃料費等調整制度の 詳細等は小売電気事業者のホームページ(www. hepco.co.jp)をご確認ください。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 経済産業大臣が定める再生可能エネルギー発 電促進賦課金単価に 1 月の使用電力量を乗じて 算定いたします。
- (2) 燃料費調整単価,市場価格調整単価,離島ユニバーサルサービス調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,電磁的方法等によりお知らせいたします。
- (3) 料金プランの適用条件,料金単価等の詳細については,需給約款および料金表等をご確認ください。

8. 検 針 日

検針は、お客さまごとに当該一般送配電事業者等があらかじめ定めた日(当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情がある場合には、当該一般送配電事業者等は、あらかじめ定めた日以外の日に検針することがあります。

なお、検針日は、当該一般送配電事業者等が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月 1 日といたします。

9. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、託送約款等に定める供給側検針期間または 供給側計量期間(以下「計量期間等」といいます。)とし、料金は、 当該期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開 始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始 日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の 前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたし ます。
- (2) 需給契約の開始,消滅,変更等があった場合には,料金を日割計算いたします。

10. 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、原則として、当該一般送配電事業者等が取り付ける記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量し、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量 を、料金の算定期間において合計した値といたします。 なお、時間帯別料金または休日平日別料金(業務用ウイークエ
 - なお、時間帯別料金または休日平日別料金(業務用ウイークエンド電力)(予備電力の場合は常時供給分の料金種別を指します。)の適用を受ける場合は、料金の算定期間における時間帯別または休日平日別の使用電力量は、時間帯または休日平日ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (3) 計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

11. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、(1)の支払義務発生日の翌日から 起算して 20 日目の日とし、料金は支払期日までに支払っていただ きます。

12. 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法 により行ないます。
- (2) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社は、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。
 - イお客さまが希望される場合で当社が認めたとき。
 - □ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込み により支払われる場合
- (3) (2)の場合、当社は、原則として、発行手数料を申し受けます。 ただし、発行手数料は、当分の間、無料といたします。
 - なお, この取扱いを終了する場合は, 当社は, あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

13. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月, 工事費負担金等相当額についてはそのつど, 原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (2) 料金については、原則として口座振替により支払っていただきます。 ただし、特別な事情がある場合には、当社が指定した様式により当 社が指定した金融機関を通じて払い込みにより支払っていただきます。

14. 延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、 支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10

- パーセントの延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払った直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

15. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から, 工事完成後, 当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた 場合は, 当社は, 工事費負担金等相当額をすみやかに精算いたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、小売電気事業者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し, または変更される場合で,小売電気事業者が当該一般送配電事 業者等から, 託送約款等に定めるところにより,費用の実費または 実費相当額等の請求を受けたときは,当社は,請求を受けた金額 をお客さまから申し受けます。

16. 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算

- (1) お客さま(臨時電力のお客さまを除きます。) が、契約電力を新たに設定し、または増加された 以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、 または契約電力を減少しようとされる場合には、当 社は、需給契約の消滅または変更の日に料金をお 客さまに精算していただきます。ただし、非常変災 等やむをえない理由による場合を除きます。
- (2) (1)の場合で、小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

17. 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
 - イ 託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - □ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約 (既ご消滅しているものを含みます。) の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - 二 需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (延滞利息,保証金,契約超過金,違約金,工事費負担金 等相当額その他需給約款から生じる金銭債務をいいます。)を支 払われない場合
 - ホ 高圧電力の場合, 臨時電力で高圧電力に準ずる場合, 自家 発補給電力Bの場合または予備電力で高圧電力に準ずる場合 で, 付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)によって電 気を使用され, 当社がその旨を警告しても改めないとき。
 - へ お客さまがその他需給約款に反した場合
- (2) お客さまが、需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所

から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、 当社、小売電気事業者および当該一般送配電事業者等が需給を 終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといた します。

18. 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、契約超過電力(その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値)に基本料金率を乗じてえた金額を力率により割引または割増ししたもの(ただし、予備電力の契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。)の1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の 支払期日までに支払っていただきます。

19. 違 約 金

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または 一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍 に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - 契約負荷設備以外の負荷設備または契約受電設備以外の受電設備によって電気を使用された場合
 - ハ 高圧電力の場合, 臨時電力で高圧電力に準ずる場合, 自家 発補給電力Bの場合または予備電力で高圧電力に準ずる場合 で, 付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)によって電 気を使用され, 当社がその旨を警告しても改めないとき。
- (2) (1)の免れた金額は、需給約款に定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

20. 損害賠償の免責

- (1) 需給約款に定める事項によって需給開始日を変更した場合には、 当社および小売電気事業者は、お客さまの受けた損害について賠 償の責めを負いません。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電 気の使用を制限し、または中止した場合で、それが当社および小売 電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社お よび小売電気事業者は、お客さまの受けた損害について賠償の責め を負いません。
- (3) 託送約款等に定めるところによって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合または需給約款に定める事項によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社および小売電気事業者は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない 理由によるものであるときには、当社および小売電気事業者は、お 客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

21. 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の小売電気 事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡 失した場合は、その設備について、修理可能の場合は修理費、亡 失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工費との合計額を賠 償していただきます。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般 送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、 または亡失したことにより、小売電気事業者が当該一般送配電事 業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要す る金額をお客さまに支払っていただきます。

22. 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社または小売電気事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
 - なお, お客さまのお求めに応じ, 当社または小売電気事業者の 係員は, 所定の証明書を提示いたします。
 - イ 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の 試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作 物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
 - □ その他需給約款によって、需給契約の成立、変更または終了 等に必要な業務
- (2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、 お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあり ます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業 務を実施することを承諾していただきます。

なお, お客さまのお求めに応じ, 係員は, 所定の証明書を提示 いたします。

23. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電 事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電 事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送 配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または 異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置,変更または修繕工事をされる場合および物件の設置,変更または修繕工事をされた後,その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には,その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合において,保安上とくに必要があるときには,当該一般送配電事業者等は,お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、必要に応じて、供給開始に先だち、接続供給電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

24. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。この場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号、当社の名称および所在地ならびに小売電気事業者の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお, 契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて, 電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する ことがあります。

25. 需給契約の廃止

お客さまが需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、 あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

26. そ の 他

- (1) 時間帯別料金または休日平日別料金(業務用ウイークエンド電力)の適用を受ける場合、契約期間満了に先だって、原則として一般料金に料金を変更することはできません。
- (2) 時間帯別料金または休日平日別料金(業務用ウイークエンド電力)から他の料金種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則として時間帯別料金または休日平日別料金(業務用ウイークエンド電力)に料金を変更することはできません。
- (3) 臨時電力の適用を受け、契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力の対象といたします。
- (4) 自家発補給電力の適用を受ける場合, 定期検査または定期補修の実施は、次のとおりといたします。
 - イ 自家発補給電力Aの場合は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その 1 月前までに当社に通知していただきます。

□ 自家発補給電力 B の場合は、できる限りせん頭期間(7 月、8 月、12 月および 1 月といたします。)をさけて実施いただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その 1 月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお, その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は, その時期を変更していただくことがあります。

- (5) 高圧電力の場合, 臨時電力で高圧電力に準ずる場合, 自家発補給電力 B の場合または予備電力で高圧電力に準ずる場合は, 発電設備等その他を介して, 付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)を使用することはできません。
- (6) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、 需給約款および料金表を変更することがあります。この場合には、契 約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後 の電気需給約款(高圧・特別高圧)および料金表(高圧・特別高 圧)によります。
 - イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が 生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。
 - □ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、需給 約款および料金表を変更する必要が生じた場合
 - 八 その他, 需給約款および料金表を変更すべき合理的な事由が 生じた場合
- (7) 需給的款および料金表を変更する場合には、当社は、需給的款 および料金表の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、 需給契約の成立日、供給地点特定番号、当社の名称および所在 地ならびに小売電気事業者の名称および所在地をお客さまにお知ら せいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後 交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法または電気 通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお 知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略 することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更を ともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、 契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方 法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によ りお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面 の交付はいたしません。

- (8) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- (9) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、需給約款および料金表に定めるところによります。

[お問い合わせ先]

取次業者

株式会社北風と太陽エナジー

(所在地) 〒097-0022 稚内市中央3丁目10番18号 (電話器) 0162-73-4014

電話受付時間:9:00~17:00

休業日: 土曜, 日曜, 祝日, 12月29日~1月3日, 5月1日

小売電気事業者

北海道電力株式会社

(所在地) 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地 (電話番号) 011-251-111 (代表)

電話受付時間:9:00~17:00

休業日: 土曜, 日曜, 祝日, 12月29日~1月3日, 5月1日

電気料金単価表(2025年10月1日実施)

<高圧受電のお客さまの料金メニュー(標準電圧6,000V供給)>

	契約種別・∜	料金種別·区分	単位	料金単価	
業務用電力	一般料金	基本料金		1kW	2,693円20銭
		電力量料金		1kWh	23円40銭
	時間帯別料金	基本料金		1kW	2,693円20銭
		電力量料金	昼間	1kWh	25円69銭
			夜間	"	19円91銭
	休日平日別料金 (業務用ウイークエンド電力)	基本料金		1kW	3,254円20銭
		電力量料金	休日	1kWh	20円20銭
			平日	"	21円23銭

契約種別・料金種別・区分				単位	料金単価	
	一般料金		基本料金		1kW	2,880円20銭
			電力量料金		1kWh	21円62銭
	時間帯別料金		基本料金		1kW	2,880円20銭
			電力量料金	昼間	1kWh	23円01銭
				夜間	"	19円91銭
	I 型	一般料金 -	基本料金		1kW	2,264円20銭
			電力量料金		1kWh	23円16銭
			基本料金		1kW	2,264円20銭
		時間帯別料金	再上星似人	昼間	1kWh	25円85銭
高圧			電力量料金	夜間	"	19円91銭
高圧電力		一般料金 -	基本料金		1kW	2,550円20銭
	Ⅱ型		電力量料金		1kWh	22円33銭
		時間帯別料金	基本料金		1kW	2,550円20銭
			電力量料金	昼間	1kWh	24円35銭
				夜間	"	19円91銭
	Ⅲ型	一般料金 -	基本料金		1kW	3,287円20銭
			電力量料金		1kWh	20円55銭
		時間帯別料金	基本料金		1kW	3,287円20銭
			雷工目收入	昼間	1kWh	21円07銭
			電力量料金	夜間	"	19円91銭
[右]	· 吐雷士	「类交田」	基本料金		1kW	業務用電力(一般料金)の 該当料金の20%割増し
日前	可 電刀	[業務用] -	電力量料金		1kWh	25円66銭
臨時電力 [産業用] (契約電力500kW未満)			基本料金		1kW	2,717円04銭
			電力量料金		1kWh	25円38銭
臨時電力 [産業用] (契約電力500kW以上)			基本料金		1kW	高圧電力(一般料金)の 該当料金の20%割増し
			電力量料金		1kWh	23円51銭

契約種別・料金種別・区分				単位	料金単価
		# 4 44 0	使用時	1kW	2,962円52銭
自家発補給電力A		基本料金	不使用時	"	使用時の30%
		電力量料金	定検時	1kWh	24円54銭
			その他	"	27円77銭
自家発補給電力B		基本料金	使用時	1kW	2,490円62銭
			不使用時	"	使用時の20%
(契約	的電力500kW未満)	電力量料金	定検時	1kWh	24円29銭
			その他	"	27円42銭
自家発補給電力B (契約電力500kW以上)		基本料金	使用時	1kW	3,168円22銭
			不使用時	"	使用時の20%
		電力量料金	定検時	1kWh	22円60銭
			その他	"	25円31銭
	予備線	基本料金		1kW	103円40銭
予備電力		電力量料金		1kWh	常時供給分の該当料金
	予備電源	基本料金		1kW	121円00銭
		電力量料金		1kWh	常時供給分の該当料金

■単価表のご利用にあたっての留意事項

[・]料金単価は、消費税等相当額を含み、燃料費等調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含みません。